

# 景観美化への取組

住民の皆さんによる美しい景観作りが行われました。



外来植物の駆除、沿道のゴミ拾いにボランティア18人が参加



ズームラインヘラベンダー 250株を植栽

図書館では、「美しい村」をテーマにしたお話し会や、講演会を行いました。



子どもを対象にしたお話し会

# 図書館PR活動



「子どもの成長と絵本」と題した斎藤惇夫氏による講演

## 「日本で最も美しい村」連合 ロゴマーク看板設置



ビューポイント整備事業活用の  
柏木農村広場看板



ハケ岳中央農業実践大学校売店前



ハケ岳自然文化園



もみの湯

# 美しい村を目指して



～平成28年度 美しい村づくりの取組内容～

平成28年度には、地域発元気づくり支援金を活用し、「原村美しい村づくり推進委員会」を中心に講演会やワークショップ、先進地への視察を実施しました。美しい景観への取組事業として、住民の皆さんによる特定外来植物の駆除や沿道への花の植栽、図書館で講演会やお話し会を行ったほか、「日本で最も美しい村」連合ロゴマークを活用した看板設置等でPRに努めました。

今年度も引き続き、講演会や作文コンクール・フォトコンテストなどを開催しますので、皆さんのご協力をお願いします。

総務課企画振興係 ☎79-7922(直通)

## 「日本で最も美しい村」連合 ロゴマークを活用したPR

住民の皆さんへの普及や観光・特産品のPRイベントにこれらを利用します。



ロゴマーク入法被



図書館利用者に配布したライブラリーバック



のぼり旗



美しい村関連図書購入



タペストリー



椅子カバー

美しい村づくりを推進するための方法や普及等について何度も検討を重ね、講演会やワークショップなどにおいて住民の皆さんと一緒に「美しい村」づくりについて考えました。



「美しい村なんだってね 原村は」  
大島順子氏による講演には90人が参加



ワークショップには50人が参加  
村の美しいところなど意見を交わす

## 美しい村づくり 推進委員会



なまこ壁で有名な静岡県松崎町において  
特産品開発など、先進的な取組み等を視察



フォトコンテスト及び作文コンクール表彰式  
推進委員が一つひとつ丁寧に審査

# 枝の張出し



村道沿いの土地から道路上に張り出した木枝により、見通しが悪くなったり、倒木や枝の落下による事故が毎年発生しています。事故が起こると樹木の所有者が賠償責任を問われる場合があります(民法第717条、道路法第43条)。強風、大雨時には、倒木、落枝の危険性が高くなるので特に注意が必要です。

こうした事故を防止するために、所有される土地に次のような状況が見られる場合は、樹木の伐採や枝払いをお願いします。

- 道路に樹木や枝が張り出している
- 傾いている木や枯れ枝など、道路に倒木の恐れがある

作業する場合は、歩行者や通行車両の安全を確保し、樹木からの転落防止などに注意してください。また、電線がある場所は、中部電力やNTTに相談してください。

建設水道課建設係 ☎79-7921 (直通)

# 不法投棄



ごみの不法投棄は、美しい自然景観を損ない、悪臭や害虫の発生源となるとともに、有害物質が流出するなど、環境に与える影響は計り知れません。

また、ごみの焼却(野外焼却)や飼い犬のフンの放置なども生活環境に悪影響を及ぼし、近隣住民に対しても迷惑行為となります。

さて、昨年度村内に捨てられた不法投棄物の処理の為に、約20.5万円の処理費用がかかりました。

これは本来使わなくても良いお金なのです。とてももったいないと思いませんか。

不法投棄の根絶には住民の皆さんはもちろんのこと、別荘を持つ皆さんや、観光等で訪れる皆さん、村内の事業所等で働く皆さんなどの全ての皆さんの理解と関心が必要です。

住民の皆さん一人ひとりが、ごみを適切に処理し、マナーやルールを守ることで、清潔で美しい村づくりと快適な生活環境の保全に努めましょう。

## ※不法投棄とは

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」の法律に反して違法に投棄をする行為を言います。具体的には、「ごみ・粗大ごみ・燃えがら・汚泥・糞尿・廃油・廃酸・廃アルカリ・動物の死体・その他汚物・その他不要物」を、山林、川、道路、空き地、私有地などに捨てることです。

また、不法投棄をした場合には「5年以下の懲役または1千万円以下の罰金もしくはその併科」などの重い罰則が科せられます。

建設水道課環境係 ☎79-7933 (直通)

# 特定外来植物

近年、村内にも特定外来植物が侵入してきています。これらの特定外来植物は生態系に重大な影響を及ぼす恐れがあり、増加傾向にあります。

自己管理地で発見した場合は根より引き抜く等の駆除をお願いします。

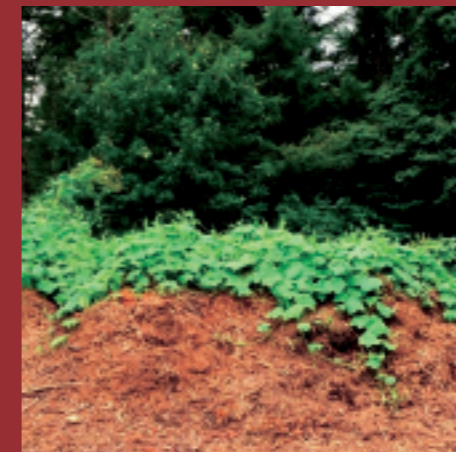


## ← オオハンゴンソウ

北アメリカ原産のキク科で、日本へは明治中期に観賞用として導入され、1955年に野生化が確認されました。高さは1m~3mまであり、7月~10月頃にかけて6cm~10cmくらいの花が咲きます。地上茎の下部の葉に長い柄があり、幼个体は切れ込みが浅いが、成長すると5~7つに深く分裂します。

## オオキンケイギク→

北アメリカ原産の多年草で、5月~7月の間、直径5cm~7cmほどの鮮やかな黄色の花を咲かせます。高さは30cm~70cmくらいまで生育し、道端や路線脇、河川敷などに多く見られます。もともと繁殖力が強く生育も早い植物です。



## ← アレチウリ

北アメリカ原産の一年生草で、成長が早いつる性植物。巻きひげで他の物に巻き付きます。全長数10mで、葉は広いハート形、両面がざらつき、長い柄、互生します。大量の種子で繁殖し、在来植物の生育場所を奪ってしまいます。

建設水道課環境係 ☎79-7933 (直通)



沖縄県では毎年のように台風が襲来し、また、干ばつの被害も発生しています。サトウキビは台風や干ばつ等の自然災害に強く、沖縄県の基幹作物として県全域で栽培され、全耕地面積の47%、全農家戸数の70%、農業粗生産額の21%を占めています。特に、離島地域では耕地面積の58%を占め、作物栽培農家の82%が栽培するなど、離島経済を支える極めて重要な作物です。

亜熱帯の気象条件を活かし、サトウキビをはじめ、野菜、花き、果樹、肉用牛等の生産が多様に展開され、国内における甘味資源作物野菜、花き等の供給産地として発展してきました。

一方で、台風等の厳しい自然環境や、本土市場から遠隔であることなどの条件に加え、農作物の輸入規制緩和や、農業従事者の高齢化と就農者の減少などの課題も生じており、厳しい状況にあります。

八重山4島は西表島、由布島、竹富島、石垣島の4島で、石垣島は農業の中心地です。年間を通して温暖

# 人づくり事業 研修報告

沖縄本島および八重山4島の農業振興視察見学

視察団員 宮坂 房雄

な気候で、夏場の熱帯果樹パイナップルは沖縄県内で唯一の産地として全国へ出荷。日本一早い新米（ひとめぼれ）や石垣牛などの産地で、「農産・畜産・水産」に恵まれた環境です。

石垣島にある八重山の大型農畜産物直売所で、JAおきなわ「フアーマーズ事業基本構想」に基づき「地産地消」を合言葉に事業展開が行われています。「ゆらていく市場」の生産者会は現在約520名で、少量多品目の農産物生産が基本となっており、兼業農家や高齢者層、女性層の体力に応じた生産が可能で、所得の向上や生きがいづくりにつながっています。主な販売品目は、地元産の野菜、果実、切花、米、石垣牛、やいま牛、加工食品、乳製品などです。

沖縄県と村とは自然環境は全く異なりますが、遊休農地の解消など、共通の課題もあります。今回の視察見学をきっかけにお互いの取り組みを参考にしていきたいと感じました。



## 近年の被害状況

近年、ニホンジカやイノシシ、ハクビシン、カラスといった野生鳥獣によって、農作物や樹木が荒らされる被害が多発しています。

当村における被害額は年間300万円余りにのぼるとみられます。この被害の多くはニホンジカによるものです。

被害をもたらす鳥獣は、本来村の豊かな自然の中に暮らしている野生生物の仲間です。しかし、生態系のバランスが崩れて繁殖力が高まり、生息数が圧倒的に増えたことから、人間の生活を脅かす存在になってしまいました。

村では、「原村鳥獣被害対策協議会」を中心に、鳥獣被害対策に取り組んでいます。今回は、この取り組みについて紹介します。



## 原村鳥獣被害対策協議会の活動

「原村鳥獣被害対策協議会」は、住民の代表者、猟友会、農協、村行政、関係機関などから構成される組織です。協議会では、被害の軽減は集落を単位とする「集落ぐるみの総合的な対策」が不可欠と考え、関係者の連携を強化し、野生鳥獣に負けない集落ぐるみの総合的な被害防止対策を進めています。

主な活動としては、  
① 国や村からの補助金を活用したニホンジカの出没しない環境整備（緩衝帯整備）  
② 猟友会の皆さんからなる「原村鳥獣対策実施隊」へのくくり罠を提供し捕獲駆除を推進  
を行っています。

これらの活動は個人、地区、行政が連携しながら、被害発生状況と集落全体の合意形成に応じて実施しています。

# 野生鳥獣の被害から生活を守る

農林課農政係 ☎79-7931 (直通)

## 村が実施する被害防止事業

村では、農作物への野生鳥獣による被害を未然に防止するため次の事業を行っています。

- ① 防護ネット等を設置した農業者に対して、要した経費（購入費）の30%以内を補助
- ② 猟友会への有害鳥獣の駆除委託
- ③ 「原村鳥獣対策実施隊」のシカ駆除に対する報酬の支払い



## 地域ぐるみで取り組む被害防止対策

増え続ける野生鳥獣被害に対して、村では前述のような対策を講じていますが、これらは行政単独で実施しても効果はありません。住みやすい地域づくりの一環として野生鳥獣被害問題を捉え、地域ぐるみで対策を行うことが大切です。

防護柵やくくり罠の効果的な設置方法や管理等、詳しい被害防止対策の手順についてはお問い合わせください。農地の管理や森林の手入れをし、ニホンジカなどを寄せつけないようにしましょう。

## 野生鳥獣から環境を守る三要素

- ① 野生鳥獣の生態や活動状況を知る
- ② 被害地域への侵入を防止する
- ③ 野生鳥獣から自分たちの環境や財産を守る



# 原村 払沢上フラワー団地

～豊かな自然に囲まれた環境が魅力な住宅地～

村の中心地に近く、生活・文化・交通など、暮らしやすい快適な生活環境が整った立地条件の住宅地です。

## 分譲地面積・価格

区分	面積	価格(坪単価)
①	409.99㎡ (120.4坪)	売却済
②	365.34㎡ (110.5坪)	売却済
③	352.33㎡ (106.6坪)	売却済
④	337.83㎡ (102.2坪)	508万円 (49,709円)
⑤	334.28㎡ (101.1坪)	531万円 (52,511円)
⑥	328.95㎡ (99.5坪)	売却済
⑦	369.26㎡ (111.7坪)	売却済
⑧	372.48㎡ (112.7坪)	623万円 (55,291円)
⑨	438.49㎡ (132.6坪)	659万円 (49,682円)
⑩	379.27㎡ (114.7坪)	602万円 (52,471円)
⑪	379.57㎡ (114.8坪)	売却済
⑫	382.78㎡ (115.8坪)	582万円 (50,262円)
⑬	405.95㎡ (122.8坪)	624万円 (50,814円)
⑭	354.24㎡ (107.2坪)	592万円 (55,245円)
⑮	350.26㎡ (106.0坪)	574万円 (54,174円)
⑯	404.82㎡ (122.5坪)	売却済

※土地面積は確定面積で、登記面積と一致しています。分譲地面積には、法費・ブロック積みを含まず。

## 現地案内図



## 申込資格

- ① 自らが居住するための住宅用地を必要としている方。
- ② 宅地の引渡しを受けてから3年以上、住宅(一戸建てに限る)を建築し入居できる方。
- ③ 当社が別に定める期日までに、売買代金の納入ができる方。

## その他

- ① 分譲に関する詳細は、原村土地開発公社事務局窓口に備付けの「分譲地案内」をご覧ください。
- ② 分譲地案内には、注意事項や宅地分譲要綱が記載されていますので必ず事前にお読みください。
- ③ 分譲地案内は村ホームページでもご覧いただけます。

## 分譲地概要

●所在地/原村原村字原之本(旧天) ●地目/宅地 ●所有主/原村土地開発公社 ●用途地域/居住区 ●道路/村道(アスファルト舗装) ●電気/中部電力株式会社 ●ガス/各戸プロパンガス ●水道/原村上水道(加入金43万円5400円必要) ●し尿及び雑排水/公共下水道(負担金千円) ●排水/道路側溝より汚水処理

## 魅力的な原村の施策

- ① **若者定住促進新築住宅補助金**  
若者(40歳未満)の定住を促進するために、平成32年度までに住宅の新築をした場合に、50万円を補助します。
- ② **医療費特別給付金**  
高齢者や満18歳までのお子さん、障害者、ひとり親家庭等の医療費を無料化しています。
- ③ **保育料の負担軽減**  
保育料について、同時入所問わずに第2子は半額、第3子以降を無料とし、子育て負担の軽減を図っています。  
※上記については要件や上限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ 原村土地開発公社事務局 TEL.0266-79-7942 FAX.0266-79-5504  
(原村役場2F総務課企画振興係内) 〒391-0192 諏訪郡原村6549-1 URL <https://www.vill.hara.lg.jp/>

# 医療費の全額を自己負担したとき (医療費の支給)

## 国保豆知識⑧ 医療費を全額負担したときは療養費で払い戻しが受けられます

下記のような場合は、いったん医療費の全額が自己負担額となりますが、下記窓口に療養費の申請をし、審査で認められると、負担した金額のうち一部負担金を除いた金額が払い戻しされます。

こんなとき	申請に必要なもの	
<b>自費治療</b>	緊急のとき、保険者証を使わずに治療を受けたとき	診療報酬明細書
<b>誤った保険者証で受診</b>	国保または社保の資格喪失後、その保険者証で治療を受けたとき	国保または社保に返納金を支払い後、受け取る返納金の納入領収書
<b>補装具を作った費用(注1)</b>	治療上、必要があってコルセットなどを装着したとき	医師の診断書または意見書
<b>輸血の生血代</b>	手術などの際に、他人の生血を輸血したとき	医師の診断書または意見書
<b>海外療養費(注2)</b>	海外渡航中に治療を受けたとき	診療内容明細書(日本語の翻訳が必要)

## 全ての手続きに必要なもの

- ①印鑑 ②個人番号カードまたは通知カード ③領収書  
④保険者証 ⑤本人確認書類(運転免許証など) ⑥療養費支給申請書(医療給付係窓口にあります)

(注1) 対象となるのは、治療のためにどうしても必要であると医師が認めて装着させたもの(コルセット・治療用装具・サポーターなど)で、日常生活や職業上の必要性によるものや美容目的で使用するものは該当しません。

(注2) 治療目的の渡航は除きます。また、給付対象となるのはその治療が日本国内の保険診療として認められた治療で、支給される金額は日本国内での同様の治療を国保で受けた場合基準にして決定されるため、海外で支払った治療費の全額が対象となるわけではありません。



保健福祉課 医療給付係 ☎79-7926 (直通)